

## 中部大学

### 基準 B 研究活動の推進

#### B-1 大学としての優れた研究活動の推進

##### 《B-1 の視点》

#### B-1-① 大学としての優れた研究活動の推進

##### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、これまで、教育を最も重要な責務として力を注ぐとともに、大学における教育内容の充実あるいは高度化に大きな影響を与える研究も重視してきた。大学独自の推進策としては、大学の財源を活かした特別研究費による研究推進事業を実施してきた。また、その成果を活かして、本学研究者は、現在までに多くの「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」「科学研究費助成事業」や「科学技術振興機構 A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）」等に採択されるなど、多くの研究成果をあげている。

しかし、研究活動に関しては研究者個人の努力に負っている面も強く、大学全体として組織的・系統的に研究の方向をリードし、研究を組織的に支援する方策は必ずしも十分行われてこなかった。このことを踏まえ、研究活動のさらなる活性化を目指して、平成 19(2007)年 4 月から研究推進のヘッドクォーターとして「総合学術研究院」を設置した。その主な任務は、研究成果の集約・評価、進行中の大型教育研究プロジェクトに対する組織的支援、今後申請する学際的・複合的研究プロジェクトの立ち上げ、既存研究所、研究センター間の連絡調整等を全学的な視点に立って実践することである。平成 20(2008)年度以降に限っても、8 件の大型研究プロジェクトと 8 件の大型教育研究プロジェクトが採択され、本学の研究教育の発展に貢献している。これによって、さらに優れた研究成果をあげ、高い社会的評価を得るとともに、その成果を教育活動や社会貢献活動にも還元していくことにしている【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】。

平成 25(2013)年度から、研究推進活動等の統轄機関として、総合学術研究院を発展的に改編した「研究推進機構」を立ち上げ、研究の高度化、先端化および外部研究資金の効率的な導入に新たな取り組みを開始した【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】。

##### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究活動全体は過去数年の間はかなり活発になってきたが、全国的に見ればまだ十分なレベルにあるとは言えず、「研究推進機構」の下に、研究の質、量ともに今後一層拡充・発展させる。また、研究活動・成果公表のフォーラム等の開催やホームページによる対外的な発信を強化する。

#### B-2 研究活動の推進支援の充実

##### 《B-2 の視点》

#### B-2-① 特別研究費制度

#### B-2-② 学長・学部長裁量経費の導入

## 中部大学

### B-2-③ 外部資金の獲得状況

### B-2-④ 他機関との研究交流

#### (1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

#### (2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### B-2-① 特別研究費制度

近年、大学における研究活動のあり方や進め方は、大学の知的資産の社会への還元を目指す研究の推進や学内研究現場からの内的な要求によって大きく変化してきた。それに対応するために、本学では、教員個人割当の一般研究費に加え、昭和 42(1967)年度から、教員個人またはグループでそれぞれの研究テーマに基づいて研究費の予算を立て学長に申請する「特別研究費制度」を導入してきたが、平成 16(2004)年度から研究推進方針と学内研究費の配分方策を抜本的に見直して実施している。この「特別研究費」の趣旨・目的は、学内研究費を有効に活用して学内における研究を支援・活性化すること、外部研究費の申請・獲得をさらに推進することである。この「特別研究費」の適正な配分と評価を行うため、明確な研究計画の申請、ピアレビューによる審査と採択、研究成果の公表と評価を行ってきた。

一方、本学では、建学の精神に基づいて、平成 19(2007)年 1 月に新しい大学の基本理念、使命・目的を制定した。研究上の使命としては、「社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献する」ことを謳っている。「特別研究費」は、この使命を達成するために活用し、本学の研究者の一層の活躍と研究・教育の発展を目指す。

「特別研究費制度」は、毎年約 1 億 5 千万円の研究費を配分して、学内研究の活性化に貢献している。大卒の考え方は踏襲しつつ、研究期間の短縮化、研究経費の上限の設定、若手研究者対象の B 領域の設定、C 領域の外部の教育プロジェクト資金獲得を目指した共同萌芽教育研究（CG 領域）と教育改善に寄与する単独または共同教育研究（CP 領域）への分割、A 領域および B 領域の申請条件として科学研究費助成事業の申請の義務付けを行っている。また、特別研究費の I 期と II 期の応募資格者を分けたため、公募要領も I 期と II 期に分けた。また、A～CP 領域の対象者を教授～助教とし、助手および教育技術員を対象とした R 領域を新設した【資料 B-2-1】。

##### B-2-② 学長・学部長裁量経費の導入

学部・学科等の研究・教育の発展、大型教育研究プロジェクトの支援、本学研究者の研究・教育活動の支援などを目的として、学長裁量による経費を活用し、本学における研究・教育の一層の発展を目指す。また、同様に学部長裁量による経費を活用し、学部・学科における研究・教育の一層の発展を目指す。

## 中 部 大 学

### B-2-③ 外部資金の獲得状況

外部資金の獲得状況は、表 B-2-1「研究費外部資金一覧」に示すとおり、年度によって件数および金額に差はあるものの増加傾向にある。しかし、科学研究費助成事業の件数は増加しているが、本学の平均採択率は全国平均より低く、申請内容の吟味向上を目指した改善に取り組んでいる。

文部科学省等の国の大型教育研究プロジェクトの企画・申請は、総合学術研究院や研究所、研究センターを中心に積極的に行い、平成 20(2008)年度以降新たに採択された大型教育研究プロジェクトは、文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」4 件および「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、経済産業省の「高温超伝導直流送電システムの実証研究」、科学技術振興機構の「研究成果最適展開支援プログラム（ハイリスク挑戦タイプ）」および「戦略的創造研究推進事業（ACT-C）」等である。また、平成 25(2013)年度に新たに採択された大型プロジェクトは、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」等である【資料 B-2-2】。

また、研究者に対して社会は、研究活動の公明、適正な推進を強く求めており、本学においても、①中部大学における研究者の行動規範【資料 B-2-3】 ②社会連携ポリシー・知的財産ポリシー・利益相反ポリシー【資料 B-2-4】などを制定するとともに、研究ガイドブック【資料 B-2-5】、産学連携ハンドブック【資料 B-2-6】等を配付してこれらの規範やルールの周知徹底を図っている。

表 B-2-1 「研究費外部資金一覧」

(単位:千円)

	2009(H21)		2010(H22)		2011(H23)		2012(H24)		2013(H25)		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科研費	76	184,444	95	183,353	100	271,987	122	295,757	123	268,563	516	1,204,104
公的研究費（文部科学省ほか）	39	223,381	47	196,582	54	219,769	55	360,045	65	537,029	260	1,536,806
受託・共同研究費（民間分）	82	194,387	95	167,584	92	108,449	106	125,930	69	124,010	444	720,360
奨学寄附金（寄附講座含む）	101	497,708	101	123,550	111	135,112	118	157,159	95	126,946	526	1,040,475
教育 G P	6	98,042	8	114,159	4	64,800	1	5,474	2	51,488	21	333,963
計	304	1,197,962	346	785,228	361	800,117	402	944,365	354	1,108,036	1,767	4,835,708

### B-2-④ 他機関との研究交流

工学部、応用生物学部および生命健康科学部を中心に全学的に教職員の理解と協力のもとに、連携業務が円滑に推進してきた。また、「中部経済産業局」からの支援、県や市の協力、地域の産業界との多様な連携協定を構築しつつ、民間団体および公的機関の資金提供による受託研究や共同研究を多彩なプロジェクト研究のもとで推進し成果をあげている。特に、産官学との間の垣根が取り払われ、相互理解および相互協力の精神が培われて協力体制の堅い基盤が形成されたことは大きな成果である【資料 B-2-7】。

## 中 部 大 学

### (3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

特別研究費等の学内研究費をさらに有効かつ機動的に活用して、研究全体の一層の活性化を図る。また、科学研究費助成事業、科学技術振興機構 A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）等の個人研究レベルでの申請をさらに増やし、あわせて学部を超えてあるいは大学として申請する大型教育研究プロジェクトの企画立案・申請を積極的に行っていくとともに、採択されたプロジェクトを大学全体で支援し、多くの優れた研究成果を得ることを目指す。

現在、本学の産官学連携事業は大いに進展し、共同研究や受託研究の多彩なプロジェクト研究が進行中であるが、今後は地域産業に大きな影響を与える成果が得られるよう一層の努力を重ねていく。

### B-3 研究支援体制の充実

#### 《B-3 の視点》

#### B-3-① 研究支援体制の充実とその機能性

##### (1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている。

##### (2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

研究推進のヘッドクォーターとしての「総合学術研究院」は、終了したプロジェクト研究の成果の集約・評価、進行中の大型教育研究プロジェクトに対する組織的支援、今後申請する学際的・複合的研究プロジェクトの企画、提案、既存研究所、研究センター間の連絡調整等の機能を果たしてきた【資料 B-3-1】【資料 B-3-2】。

平成 25(2013)年度から、研究推進活動等の統轄機関として「研究推進機構」を立ち上げ、研究の高度化、先端化および外部研究資金の効率的な導入に新たな取り組みを開始し、研究活動のさらなる活性化を目指している【資料 B-3-3】【資料 B-3-4】。

大学等技術移転促進法の施行を契機として TLO（技術移転機関）の認知が高まる中、本学では平成 10(1998)年に TLO 推進室を開設、その後、これを拡張・強化する組織として、平成 14(2002)年に「研究支援センター」を設置（平成 26(2014)年からは、研究推進機構と研究推進事務部に分割）し、学外研究機関との共同研究、学外からの研究資金受入れに関わる業務等を一括して行うことにより、本学における研究活動を支援し、その推進を図るとともに、研究成果や新技術の産業界への移転等、学術研究・新技術開発に関する産業界・官公庁等との連携・協力を図っている【資料 B-3-5】【資料 B-3-6】。

### (3) B-3 の改善・向上方策（将来計画）

「研究推進機構」の下で、「総合学術研究院」がこれまで果たしてきた機能・役割を継承・発展し、研究活動のさらなる活性化を目指して、多くの研究成果を挙げ、高い社会的評価を得るよう努める。

大学全体の研究支援組織としての研究推進事務部の役割は今後とも重要であり、今後組織、業務内容や運営方法等を見直し、より効率的な運営に努め、大学としての優れた研究

## 中 部 大 学

活動を支援しその推進を図る。

### 【基準 B の自己評価】

「研究推進機構」の機能の下で、「総合学術研究院」において平成 26(2014)年度における特別研究費制度を実施し、第 I 期分として 132 件を採択、総額 108,820 千円の研究費を研究者に配分し、研究の一層の活性化、発展を図っている。また、第 II 期分については本年 5 月現在申請を受付中である。あわせて、科学研究費助成事業等の申請を増やす努力を継続的に行った結果、平成 24(2012)年度に採択された科学研究費の総額は全私立大学の中で 28 位であり、平成 25(2013)年度に採択された科学研究費の総額は全私立大学の中で 39 位となった。また、研究者が単独で申請する科学技術振興機構の A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）は 7 件が採択された。外部資金の獲得状況は、年度によって件数および金額に差はあるものの増加傾向にある。特に、ここ数年、大型教育研究プロジェクトに積極的に申請し、数多く採択されてきた点は評価できる。本学は、「B-2-③ 外部資金の獲得状況」で記すように研究費獲得という点では、中部地域の私立大学のなかで最も多くの実績を残している。

研究推進事務部研究支援課は、科学研究費助成事業、競争的研究資金、受託研究費、共同研究費、奨学寄附金などの研究資金や知的所有権の管理運営、国内外の産官学連携の推進などの多岐の分野にわたり着実に成果をあげている。

これらのことから基準 B「研究活動の推進」の基準は、満たしていると判断する。